

資循第 3099 号  
令和 2 年 8 月 27 日

(公社) 東京電気管理技術者協会 神奈川支部 御中

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

「PCB適正処理推進月間」について (依頼)

本県の廃棄物行政につきましては、日ごろから御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」) 廃棄物及びPCB使用製品 (以下「PCB廃棄物等」) については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法施行令により、処分期限が定められています。本県内で保管又は所有されている高濃度PCB廃棄物等のうち「変圧器、コンデンサー等」については、令和 4 (2022) 年 3 月 31 日までに、「安定器及び汚染物等」については令和 5 (2023) 年 3 月 31 日までに処理することが定められており、本年 9 月 30 日をもって、残りそれぞれ 1 年半、2 年半を切ることとなります。

こうした中、首都圏 1 都 3 県 12 市で構成する「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」では、本年 9 月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、啓発活動を実施していく予定です。

つきましては、お忙しいところ、大変恐縮ですが、貴団体における Facebook、Twitter 等の SNS 又はメールマガジン、機関誌等において、貴団体会員様への PCB 廃棄物の処分期限等の周知について御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、別紙に参考として Twitter、メールマガジン等における文例を示させていただきました。このほか、文字数等をお示しいただけたら、こちらで文例を提案いたしますので、以下の問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先

適正処理グループ 小沢、梶ヶ谷

電話 (045) 210-4151

電子メール ozawa.c3g@pref.kanagawa.jp

### 文例① (ツイッター用)

” PCB” って知っていますか？

PCBを使用した変圧器・コンデンサーの処分期限まで9月30日であと1年半です！  
古い建物には有害なPCBを使用した機器が残っている場合があります。

詳しい情報はこちら

⇒【PCB早期処理情報サイト】<http://pcb-soukishori.env.go.jp>

または、神奈川県資源循環推進課 電話 045-210-4151

=====

### 文例② (メールマガジン用)

◆◆PCBは法律で定められた期限までに処分しなければなりません◆◆

●PCB (ポリ塩化ビフェニル) とは？

主に業務用の電気機器 (変圧器、コンデンサー等) や照明器具 (安定器) に使用されていました。

その後、有害性が判明したため、1977年に製造中止されましたが、  
今もなお多くの機器が残っていると思われます。

●PCB廃棄物は法律で処分期限が定められています！！

変圧器・コンデンサー等 2022年3月31日まで

安定器・汚染物等 2023年3月31日まで

低濃度 (PCB濃度0.5% (可燃物は10%) 以下) 2027年3月31日まで

※これらの期限までに処理委託を行わない場合には、命令・罰則の対象となります。

●2020.9.30で、PCBが使用された変圧器・コンデンサー等の  
処分期限 (2022.3.31) まで1年半、安定器・汚染物等の  
処分期限 (2023.3.31) まで2年半です！

●早めに準備をお願いします

現在使用中の機器も廃棄して処分を委託する必要があるため、  
計画的に廃棄・処分してください。

●対象機器の調査方法や処理方法等は？

環境省のホームページをご覧ください。

⇒【PCB早期処理情報サイト】<http://pcb-soukishori.env.go.jp>

または、神奈川県資源循環推進課 電話 045-210-4151